

参考

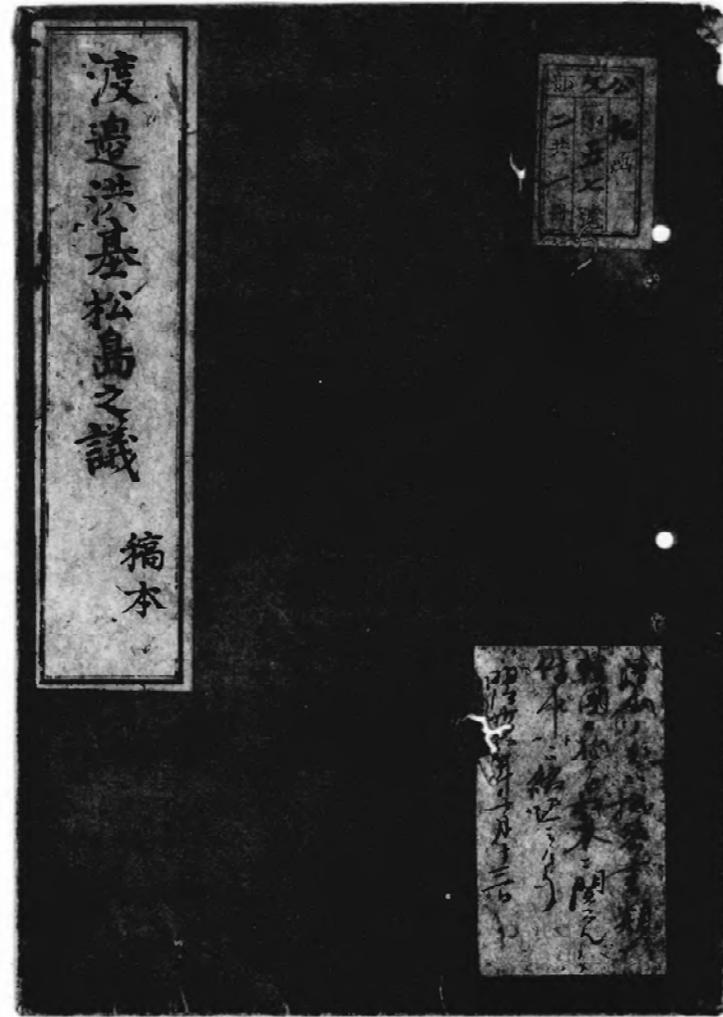
渡邊洪基松島之議

外務省

1894
1895
1896
1897
1898
1899
1900
1901
1902
1903
1904

+ 3-1533

0206



渡邊洪基松島之議

稿本

3-1533

0207

松浦三後

昔者竹崎ノ記年略説多クテ松浦ノ事
 説論スル者少ク而今若人松浦ニ嚙クニ
 然レ而テ此ニ治政ニ一過而多成ニ治也
 ト説説終ニ初解其具是非ヲ決スル者多ク
 カス彼竹崎中ノ若ク朝鮮ノ若ク松浦トシ幕
 府倫安ノ議途ニ後々至ル故ニ此所初

外務省

松浦ノ者竹崎ニ彼居レシ若ク竹崎ノ外
 在レシ松浦ニハ家ノ屬トシテ其ノ事ヲ決論
 スル者多ク然レテ松浦ノ者我國ト朝鮮トノ
 間ニ位ニ長崎ヨリ浦添迄ニ至リ馬尾其地
 石外國別伯州侯侯ヲ彼居地ニラガレテ
 港ノ道ニ常ニ以テ其ノ要地トシテ連綿
 此也信條ニ英島其具船ヲ出度スル者
 夫松浦ノ部ニ在リシニ之ニ多クノ海軍者
 可ラス彼國ナラシ又保護ヲ加ヘ可ラス
 況ニ他國家ノ糾スル者多クニ決辭ナキヲ

如何也。然則。每主ノ一島ノ。諸書。就テ。案ス。竹濤。洋名。ア。ナ。ウ。ト。嶋。ナ。ル。者。全ク。烏。有。ノ。者。シテ。其。松。濤。デ。ラ。セ。給。モ。考。ハ。本。来。ノ。竹。嶋。ヨ。リ。テ。存。在。給。シ。テ。我。松。濤。ナル。者。洋。名。ホ。ル。子。ウ。ト。ロ。ウ。ク。ス。ナ。カ。ル。也。然。ル。者。洋。客。竹。嶋。ヲ。認。テ。松。嶋。ト。考。シ。更。ニ。竹。濤。ナ。ル。者。ヲ。想。記。セ。シ。者。如。シ。而。テ。此。ホ。ル。子。ウ。ト。ロ。ウ。ク。ス。ノ。子。國。ニ。屬。ス。ハ。各。國。ノ。地。圖。皆。然。ル。他。ノ。二。嶋。ノ。事。イ。テ。ハ。各。國。其。地。ヲ。同。フ。モ。各。國。論。又。確。據。モ。是。實。ニ。其。地。ノ。形。狀。ヲ。

外務省

察。ニ。其。所。屬。ノ。地。ヲ。定。メ。而。テ。其。責。任。ス。ル。所。ヲ。兩。國。間。定。メ。サ。ル。可。シ。キ。者。ナ。リ。因。テ。先。ッ。海。相。縣。照。會。シ。其。地。事。ノ。習。例。ヲ。亂。シ。保。持。セ。テ。船。艘。ヲ。派。シ。テ。其。地。勢。ヲ。見。若。シ。彼。既。著。手。モ。ハ。其。官。軍。隊。ヲ。換。様。シ。實。本。意。ニ。然。レ。後。其。方。略。ヲ。定。メ。シ。ト。事。ス。請。フ。速。ニ。採。リ。テ。議。ス。ル。者。ア。ラ。シ。キ。事。ヲ。伏。望。ス。

海軍省 基三 謹啓

(表紙) 「渡邊洪基松島之議 稿本」

3 p

(付箋) 「第十一号」

松島之議

昔者竹島ノ記事略説多クシテ、松島ノ事
説論スル者ナシ、而テ今者人松島ニ喋々ス
然リ、而テ此二島或ハ一島兩名、或ハ二島也
ト諸説紛々、朝鮮其是非ヲ決スル者ヲ聞
カス、彼竹島ナル者ハ朝鮮ノ蔚陵島トシ、幕
府偷安ノ議遂ニ彼ニ委ス、故ニ此所謂
松島ナル者竹島ナレハ彼ニ属シ、若竹島以外ニ
在ル松島ナレハ我ニ属セサルヲ得サルモ、之ヲ決論
スル者無シ、然ルニ松島ナル者我国ト朝鮮トノ
間ニ位シ、長崎ヨリ浦潮港ニ至リ、馬関其他
石州・因州・伯州・隱岐ヨリ彼要地タルラザレフ
港ヘノ道ニ当ルヲ以テ頗ル要地ト為シ、連綿
此近傍ニ英魯其戦艦ヲ出没ス、若シ
夫我国ノ部分ナランニハ之ニ多少ノ注意無ル
可ラス、彼国ナラン歟、又保護ヲ加ヘサル可ラス、
況ンヤ他国我ニ糺ス之ニ答フルニ決辞ナキヲ

4 p

如何セン、然ラハ則無主ノ一島ノミ諸書ニ
就テ案スルニ、竹島洋名アルゴナウト島ナル者ハ
全ク島有ノ者ニシテ、其松島デラセ島ナル者ハ
本来ノ竹島即チ蔚陵島ニシテ、我松島
ナル者ハ洋名ホルネツトロツクスナルカ如シ、然ルヲ洋
客竹島ヲ認テ松島ト為シ、更ニ竹島ナル
者ヲ想起セン者ノ如シ、而テ此ホルネツトロツクス
ノ我国ニ属スルハ各国ノ地図皆然リ、他ノ
二島ニ至リテハ各国其認ムル所ヲ同フセス、我
国論又確拠無シ、是実ニ其地ノ形勢ヲ
察シ、其所属ノ地ヲ定メ、而テ其責ニ任
スル所ヲ兩國間ニ定メサル可ラサル者タリ、因テ
先ツ島根県ニ照会シ、其従来ノ習例ヲ
糺シ、併セテ戦艦ヲ派シテ其地勢ヲ見、
若シ彼既ニ著手セハ其宰政ノ模様ヲ
実査シ、然ル後ニ其方略ヲ定メント要ス、
請フ速ニ採リテ議スル者アラン事ヲ伏望ス

渡邊洪基立案(印)

かつては竹島について書かれたものは多く、松島について語ったものは無かった。しかし、今、人は松島のことばかりを語る。例えば、この二島は二つの名前を持つ一つの島だとか二つの異なる島だとか諸説紛糾していて、政府においても民間においても明確な結論を述べる者はいない。

この竹島という島は、朝鮮の鬱陵島であるとして幕府の安易な判断の結果、朝鮮国に委ねることになった。そこで、もしこのたびのいわゆる松島がその竹島であるならば松島は朝鮮国に属することになるが、もしこの松島が竹島以外に別に存在するのであれば我が国に属すると言わざるを得ないのだが、いまだ結論は出ていない。

しかしながら、この松島は我が国と朝鮮との間に位置し、長崎からウラジオストックへの途中で、馬関（下関）や石見、因幡、伯耆、隠岐から要衝の地であるラサレフ港（元山）への航路に当たるために大変重要な場所、しばしばその付近に英国やロシアの船が出没している。

もしそれが我が国の一部であるのならば、多少なりとも注意が必要である。朝鮮領であるとしても保護を加えるべきである。まして、他国からこの島について問い合わせがあったときに返答もできないようではどうにもならない。

そこで、無主の一島のみ諸書について検討して見れば、竹島すなわち西洋人の言うアルゴノート島は全く存在しない島で、松島すなわちデラセ島は本来の竹島すなわち蔚陵島であり、我々の松島は西洋人の言うホルネットロックスのようである。それを、西洋人が竹島のことを松島とし、その外に竹島という島があると考えたものと思われる。

そして、このホルネットロックスが我が国に属するのは、各国の地図は皆そうになっている。他の二島については各国の判断はそれぞれ違っている。我が国においても確たる結論は無い。これは、ぜひその地を調査してその所属を決定し、いずれが責任を持つべきかを両国間で決定しなければならない問題である。

そこで、まず島根県に照会してこれまでの取扱いを明らかにし、併せて船を派遣してその地理を調査し、もし相手国が既に管理しているならばその状況を実地に調べ、その後どのような方策を取るべきか検討しなければならない。速やかに採り上げて論議する者が現れることを望む。